

生活支援ハウス「すきの家」利用者心得

「すきの家」での生活は共同生活です。ルールを守り、お互いに助け合って、明るく快適な生活となるよう御協力ください。

1. 一般事項

- (1) 居室を他の人に貸してはいけません。
- (2) 犬、猫等のペットを飼ってはいけません。
- (3) 館内での宗教活動または政治活動は禁じられています。
- (4) 身元引受人の死亡または氏名・住所の変更があるときは、必ず職員に届け出てください。
- (5) 管理運営上必要がある場合には、職員が入室することがあります。

2. 食事時間・入浴時間など

(1) 食事時間

朝食 (午前) 8:00～ 8:30

昼食 (午後) 12:00～12:40

夕食 (午後) 6:00～ 6:40

(2) 入浴時間

(午前) 9:00～11:00

(午後) 2:00～ 5:30

(3) 消灯時間

(午後) 9:00

3. 災害防止

- (1) 火災及び盗難には十分注意し、防犯防火・避難訓練に協力しましょう。
- (2) 居室は禁煙です。タバコは所定の喫煙場所で吸ってください。

4. 保健衛生

- (1) 居室内外は常に清潔にし、ゴミは分別して所定の場所に出しましょう。
- (2) 飲酒は原則として居室でお願いします。また、飲酒によるトラブル等がないように気を付けましょう。

5. 設備備品

- (1) 館内の設備備品をこわした場合は、すぐに届け出てください。
- (2) 備品を使用するときは、必ず職員の許可を得てください。

6. 外出・外泊

- (1) 外出は原則として午前8時から午後7時までです。予め外出届に記入してください。

い。午後7時以降に帰館または外出しようとするときは、事前に職員に届け出てください。

- (2) 外出・外泊の途中で予定を変更した場合は、電話その他の方法で連絡してください。
- (3) 外出・外泊のときは、戸締まり・火の元に十分注意してください。
- (4) 外出・外泊先で事故が生じた場合は、必ず職員に報告をしてください。

7. 面会

- (1) 面会時間は、午後7時までとします。面会者が午後7時以降に帰られるときは、予め職員に届け出てください。
- (2) 面会宿泊者は宿泊届に記入して、必ず事前に職員に届け出てください。

8. 費用について

(1) 利用者負担金

収入に応じて、月額0円～50,000円の利用者負担金があります。

(2) 食事代・光熱水費

一日当たり下記の額をいただきます。食事が不要のときは、前日までに職員に届け出てください。

- ・朝食 399円
- ・昼食 523円
- ・夕食 523円
- ・1日当たり 1,445円

(3) 光熱水費

一日当たり下記の額をいただきます。外泊した場合でも光熱水費はいただきます。

- ・光熱水費

1日当たり	200円
-------	------

(4) 日常消耗品費

日常消耗品（トイレットペーパー、石鹸等）の使用にかかる費用をいただきます。

- ・日常消耗品費

1日当たり	100円
-------	------

(5) 納入方法

上記の費用の合計額を、利用月の翌月に、自動口座振替にてお支払いください。

※その他わからないことは、お気軽に職員にご相談ください。